

# 平成25年第1回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成25年3月14日 午後1時00分開議

議 長	定刻となりましたので、ただいまより本会議を開催致します。
々	去る8日に開会されました、平成25年第1回定例会も本日、最終日となりました。連日、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。 ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「委員長報告」を議題と致します。 予算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。8番圓山予算特別委員長。
圓山予算 特別委員 長	平成25年3月14日。 川本町議会議長 大畑茂久殿。 予算特別委員会 委員長 圓山達雄。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告します。 記。
々	議案番号、「議案第26号、平成25年度川本町一般会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第27号、平成25年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第28号、平成25年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第29号、平成25年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第30号、平成25年度川本町簡易水道事業特別会計予算」、「原案認定」。
々	「議案第31号、平成25年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」、「原案認定」。 以上でございます。

- 議 長 以上で、予算特別委員長の報告を終わります。
- 々 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 それではただ今、報告のありました各議案につきまして、これより討論を行います。
- 々 「議案第26号、平成25年度川本町一般会計予算」につきまして、討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 続いて、「議案第27号、平成25年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 「議案第28号、平成25年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 「議案第29号、平成25年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 「議案第30号、平成25年度川本町簡易水道事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 「議案第31号、平成25年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」につきまして、討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

議 長

最初に「議案第26号、平成25年度川本町一般会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第26号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第27号、平成25年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」でございます。

よって「議案第27号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第28号、平成25年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第28号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第29号、平成25年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第29号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第30号、平成25年度川本町簡易水道事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第30号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

次に、「議案第31号、平成25年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する委員長報告は、原案のとおり「可決」であります。

この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第31号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

以上で予算特別委員長の報告を終わります。

々

次に、総務教民常任委員長、産建町民常任委員長から「陳情審査結果報告書」・「請願審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。

議 長 はじめに総務教民常任委員長の報告をお願い致します。  
8番圓山総務教民常任委員長。

圓山総教  
常任委員  
長 平成25年3月14日。  
川本町議会議長 大畑茂久殿。  
総務教民常任委員会 委員長 圓山達雄。  
陳情審査結果報告書。  
本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第9  
3条第1項の規定により報告します。  
記。  
1、受理番号、陳情第4号（平成24年）。  
件名、県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書の提出を求める陳情書。  
付託年月日、平成24年12月10日。  
審査年月日、平成25年3月11日。  
審査の結果、採択すべきもの。  
以上であります。

議 長 以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

々 それでは、平成24年分「陳情第4号」に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「陳情第4号、県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書の提出を求める陳情書」に  
対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。  
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「陳情第4号」は委員長報告のとおり「採択」することに「決定」致しま  
した。

々 続いて、産建町民常任委員長の報告をお願い致します。  
3番植田産建町民常任委員長。

植田産町 常任委員 長	<p>平成25年3月14日。 川本町議会議長 大畑茂久殿。 産建町民常任委員会 委員長 植田昌平。 陳情審査結果報告書。</p> <p>本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第9条第1項の規定により報告します。</p> <p>記。</p> <p>1、受理番号、陳情第2号。町道谷幡線道路改良を求める陳情。 付託年月日、平成25年3月8日。 審査年月日、平成25年3月11日。 審査の結果、採択すべきもの。 以上です。</p>
議 長	<p>以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。</p>
々	<p>それでは、「陳情第2号」に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結致します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。 (「ありません」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結致します。</p>
々	<p>これより「採決」に入ります。 この採決は、「挙手」により行います。 「陳情第2号、町道谷幡線道路改良を求める陳情」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。 この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。 挙手「全員」であります。</p>
々	<p>よって、「陳情第2号」は委員長報告のとおり「採択」することに「決定」致しました。</p>
々	<p>続いて、「請願第1号」に対する委員長報告をお願い致します。 3番植田産建町民常任委員長。</p>
植田産町 常任委員 長	<p>平成25年3月14日。 川本町議会議長 大畑茂久殿。 産建町民常任委員会 委員長 植田昌平。 請願審査結果報告書。</p>

植田産町 常任委員 長	<p>本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第9条第1項の規定により報告します。</p> <p>記。</p> <p>1、受理番号、請願第1号。オスプレイ及び米軍機の低空飛行訓練中止を求める請願。</p> <p>付託年月日、平成25年3月8日。</p> <p>審査年月日、平成25年3月11日。</p> <p>審査の結果、採択すべきもの。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、「請願第1号」に対する質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結致します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。討論を終結致します。</p>
々	<p>これより「採決」に入ります。</p> <p>この採決は、「挙手」により行います。</p> <p>「請願第1号、オスプレイ及び米軍機の低空飛行訓練中止を求める請願」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。</p> <p>この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。</p> <p>挙手「全員」であります。</p>
々	<p>よって、「請願第1号」は委員長報告のとおり「採択」することに「決定」致しました。</p>
々	<p>それでは続いて、日程第2、「議案第1号、川本町デマンド交通の運行に関する条例の制定について」の件を議題と致します。</p> <p>これより討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。討論を終結致します。</p>
々	<p>これより「採決」に入ります。</p> <p>この採決は、「挙手」により行います。</p> <p>「議案第1号、川本町デマンド交通の運行に関する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。</p> <p>挙手「全員」であります。</p>

- 議 長 よって「議案第1号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第3、「議案第2号、川本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
では討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第2号、川本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第2号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第4、「議案第3号、川本町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第3号、川本町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」でございます。
- 々 よって「議案第3号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第5、「議案第4号、川本町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第4号、川本町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」でございます。

- 議 長 よって「議案第4号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第6、「議案第5号、川本町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第5号、川本町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第5号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第7、「議案第6号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 ここで、「議案第6号」に反対討論の申し出があります。
- 々 反対討論の発言を許可致します。2番石川議員。
- 2番 石川議員 私は「議案第6号」について反対でありますので、ただいまより反対討論を行います。川本町特別職報酬等審議会において特別職の給与を減額する旨の答申が平成24年2月出されました。その後、この答申を直ちに実施にうつした場合、カットしている給与額との間で逆転現象が生じるというような等々の理由で、今日まで推移をしてきた訳でございますが、今定例会において条例の制定を求めるとして提出されたものと認識しております。先ず最初に川本町特別職報酬等審議会が、特別職の給与を減額という形で定めた事に対して先ず考えてみたいと思います。私の推測では、川本町の財政状況が非常に厳しいという状況の中にあって、特別職自らが身を切る改革を町民に示すべきとの判断であろうと善意に解釈をしております。又、他町村の人口等を元に比較対象もされての事だというふうに思っております。しかし川本町には川本町の文化があり、歴史がある訳でございます。他町村を意識し規模の大小等で特別職の給与額を定めること自体、私は間違いであるというふうに思います。川本町の財政状況はこの先も余談を許さない状況が続くと推測致しておりますが、ここで減額という形を取るという事は、この先、川本町には全く未来が無い、少きつい言い方になりますが明るい豊かな時代は来ない、という事で特別職の給与を下げるという結論に行き着いてしまいます。町民も特別職も教育長も、そして一般職員も町会議員も知恵を出し合い、汗を掻き、未来に誇れる川本町を作っていかなければなりません。そして財政に余裕が生まれた時には減額という形をここで取っておきますと、それを元に戻

2番  
石川議員 するには並大抵のエネルギーでは無理であると考えます。そこで私は今までどおり財政が好転するまでは現在のカット率で対応すべきというふうに考えます。実際、カットを継続した方が町財政には良い訳でありまして、以上の理由で、「議案第6号」には反対を致します。以上です。

議 長 ただいま、2番石川議員より「議案第6号」についての反対討論がありました。賛成討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
賛成討論はありませんね。

々 他に反対討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
無いようでございますので、討論を終結致します。

々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第6号、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。

々 よって「議案第6号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 日程第8、「議案第7号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
2番石川議員。

2番  
石川議員 私は「議案第7号」についても、「議案第6号」と同じ理由にて反対を致します。以上です。

議 長 ただいま、2番石川議員より「議案第7号」についての反対討論がありました。賛成討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
賛成討論はありませんね。

々 他に反対討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第7号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって「議案第7号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第9、「議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第8号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第8号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第10、「議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第9号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第9号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第11、「議案第10号、川本町有線テレビ放送番組審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。

- 議長　この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第10号、川本町有線テレビ放送番組審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々　よって「議案第10号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々　日程第12、「議案第11号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々　これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第11号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々　よって「議案第11号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々　日程第13、「議案第12号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々　これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第12号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々　よって「議案第12号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々　日程第14、「議案第13号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

議 長

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第13号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって「議案第13号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第15、「議案第14号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第14号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって「議案第14号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第16、「議案第15号、川本町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「議案第15号、川本町営改良住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって「議案第15号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第17、「議案第16号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

議 長

これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第16号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」  
に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々

よって「議案第16号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第18、「議案第17号、川本町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の  
制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第17号、川本町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」  
に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々

よって「議案第17号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第19、「議案第18号、川本町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条  
例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第18号、川本町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につい  
て」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々

よって「議案第18号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々

日程第20、「議案第19号、川本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定  
める条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議長 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第19号、川本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第19号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第21、「議案第20号、川本町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第20号、川本町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第20号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第22、「議案第21号、川本町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第21号、川本町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第21号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第23、「議案第22号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第22号、川本町企業立地支援緊急貸付条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第22号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 日程第24、「議案第23号、川本町立小・中学校児童生徒通学費支給条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第23号、川本町立小・中学校児童生徒通学費支給条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第23号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 日程第25、「議案第24号、平成24年度川本町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第24号、平成24年度川本町一般会計補正予算（第6号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第24号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 日程第26、「議案第25号、平成24年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議長 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第25号、平成24年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第25号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 日程第27、「議案第32号、専決処分の承認を求めることについて《平成24年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）》」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第32号、専決処分の承認を求めることについて《平成24年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第32号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 日程第28、「議案第33号、町道路線の認定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第33号、町道路線の認定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第33号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 日程第29、「議案第34号、町道路線の変更について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第34号、町道路線の変更について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第34号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第30、「議案第35号、邑智郡総合事務組合格約の一部変更について」の件  
を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第35号、邑智郡総合事務組合格約の一部変更について」に賛成の皆さんの挙  
手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第35号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第31、「議案第36号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」  
の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第36号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」に賛成の皆さん  
の挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「議案第36号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第32、「議案第37号、辺地に係る総合整備計画の変更について」の件を議  
題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議 長 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第37号、辺地に係る総合整備計画の変更について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第37号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 日程第33、「議案第38号、川本町高齢者生産活動センターの指定管理者の指定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第38号、川本町高齢者生産活動センターの指定管理者の指定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって「議案第38号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 | 次に、日程第34、「発議第1号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | 提出者から提案理由の説明を求めます。5番飯田議員。
- 5番  
飯田議員 | 「発議第1号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。上記の議案を、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。  
平成25年3月14日提出。  
提出者、川本町議会議員 飯田武則。  
賛成者、川本町議会議員 圓山達雄。賛成者、川本町議会議員 青木和昭。賛成者、川本町議会議員 片岡通泰。賛成者、川本町議会議員 植田昌平。賛成者、川本町議会議員 石川達也。賛成者、川本町議会議員 高良敏幸。  
提案理由は、議員の報酬月額が平成14年から町財政の厳しい状況を鑑み、報酬月額の削減を継続してきております。  
この度、特別職の報酬並びに職員給与の見直しを行うにあたり、議員間で協議を重ねて参りましたが、当町は、未だ財政再建の途上であり、郡内他町に比べ、子育て支援において見劣りする部分があり、そのことを放置したまま、議員報酬の復元をする事は妥当でないとの結論に達しました。

5番 飯田議員 よって、子育て支援の充実を図るために、その一部に、この財源を充当し、他町並みの支援策の実現を求め、全議員の同意をもって任期中削減の継続を続けるものであります。

附則として、公布の日から施行するものであります。以上です。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。

この採決は、「挙手」により行います。

「発議第1号、川本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって「発議第1号」は原案のとおり、「決定」致しました。

々 次に、日程第35、「発議第2号、県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書の提出について」の件を議題と致します。

々 提出者から提案理由の説明を求めます。8番圓山議員。

8番 圓山議員 「発議第2号、県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書の提出について」。上記の議案を別紙のとおり、川本町議会会議規則第13条の規定により提出致します。

平成25年3月14日提出。

提出者、川本町議会議員 圓山達雄。

賛成者、川本町議会議員 高良敏幸。川本町議会議員 片岡通泰。

次ページでございます。

県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書（案）でございます。

子どもが病気にかかりやすいことは、受診率の高さに表れています。子どもの頃の疾病をきちんと治癒させておくか否かが、成長後の健康状態を大きく左右します。そこで、とりわけ子どもには早期発見・早期治療が求められるところです。しかし各種の調査結果（国立社会保障・人口問題研究所「2007年社会保障・人口問題基本調査」、2012年実施の日本医師会「患者窓口負担についてのアンケート調査」、2010年実施の島根県保険医協会「経済的理由と思われる『治療中断・受診抑制』の

8 番  
圓山議員

実態調査」等)から、現行の窓口負担(医療費)の負担感と、その負担感による受診抑制の実態が明らかになるなど、将来を担う子どもたちの健康状態についても懸念される状況にあります。こうした実態に鑑みますと、県・市町村による乳幼児等医療費助成事業がきわめて重要な役割を担っていることが分かります。現在、島根県の制度として、小学校就学前児を対象に通院・入院で窓口負担の助成が実施されています(慢性呼吸器疾患等11疾患群については20歳未満まで入院を助成)。

県内市町村の状況は、独自に何らかの上乗せ助成を実施している自治体が、19市町村のうち16市町村に及んでいます。そのうち8市町(大田市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、西ノ島町)が中学卒業まで通院・入院の自己負担の助成を行っています。

また、本町におきましても、今定例会において助成の上乗せをはかり、新年度より実施の予定であります。

隣県の鳥取県は「子育て大国 鳥取県」を標榜し、県の事業として中学校卒業まで通院・入院の窓口負担を助成しています。

乳幼児等医療費助成制度は定住対策としても有効です。

すべての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、必要十分な医療を受けることができることを目指し、県の乳幼児等医療費助成制度の対象を中学卒業までとするよう求める意見書を提出します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月14日。島根県邑智郡川本町議会。

提出先でございしますが、次ページ、島根県知事 溝口 善兵衛様。島根県健康福祉部長 布野 典男様でございます。以上でございます。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。  
「発議第2号、県に乳幼児等医療費助成制度拡大の意見書の提出について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々

よって「発議第2号」は原案のとおり、「決定」致しました。

議 長 次に、日程第 36、「発議第 3 号、オスプレイ等米軍機の低空飛行訓練中止を求め  
る意見書の提出について」の件を議題と致します。

々 提出者から提案理由の説明を求めます。3 番植田議員。

3 番 「発議第 3 号、オスプレイ等米軍機の低空飛行訓練中止を求める意見書の提出につい  
植田議員 て」。上記の議案を別紙のとおり、川本町議会会議規則第 13 条の規定により提出致  
します。  
平成 25 年 3 月 14 日提出。  
提出者、川本町議会議員 植田昌平。  
賛成者、川本町議会議員 石川達也。川本町議会議員 高良敏幸。  
オスプレイ等米軍機の低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）。  
沖縄普天間基地へ配備された米海兵隊の垂直離着陸輸送機「MV 22 オスプレイ」  
は沖縄県内だけでなく、全国各地で低空飛行訓練を行うことが表明されており、国民  
の不安がひろがっております。国は安全性が確保されているという説明のもと、岩国  
基地に先行搬入し、その後、普天間基地に移動させました。  
米軍は日本全土に米軍が指定した訓練ルートで、夜間も含めて低空で行うとしてい  
ます。「エリア 567」と呼ばれる米軍訓練空域は、本町から益田市に及ぶもので、  
現在でも米軍戦闘機による爆音や事故等の不安に悩まされており、各自治体が低空飛  
行訓練中止を繰り返し要請しています。  
こうした状況の中で、「オスプレイ」の配備がなされ訓練することは、町民のさら  
なる不安と恐怖が増大することとなり、本町議会は町民の生命、安全及び生活環境を  
守る立場から、不安が解消できるよう、運用に関する日米合同委員会合意をしっかりと  
順守していただくよう下記の事項について強く要望します。  
記。1. 住民生活に不安を与える様な米軍機の低空飛行訓練は中止すること。  
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。  
平成 25 年 3 月 14 日。島根県邑智郡川本町議会。  
提出先は、次ページの一覧表のとおりでございます。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

- 議 長 「発議第3号、オスプレイ等米軍機の低空飛行訓練中止を求める意見書の提出について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって「発議第3号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 それでは次に、日程第37、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題と致します。  
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とする事に、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。
- 々 次に、日程第38、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。  
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議はございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。
- 々 次に、日程第39、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。
- 番外 三宅町長 平成25年第1回定例町議会の閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。今回の定例会は3月8日から本日までの間、議員の皆様には終始熱心なご審議をいただき、提案させていただきました40の議案を全て原案どおり議決承認を賜り、ありがとうございました。ご承認いただきました25年度予算につきましては、私が町長として初めて予算編成を経験したものでございまして、気持ちも新たに25年度をスタート出来る事に対しまして非常に緊張しておりますと共に、その責任を重く感じております。一般質問や議案審議の過程で、お寄せいただきました貴重なご意見、ご提言等は常に念頭において町政執行にあたりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほど宜しくお願い致します。平成24年度の年度末を迎えております。これから小学校の卒業式、保育園の卒園式、そして桜の時季を迎え入学式と議員各位に於かれましては年度末、年度始めの行事が予定されております。どうかご自愛いただきまして、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます。また、今定例会も多くの傍聴の皆様にお越しいただきました。大変ありがとうございました。今後も多くの皆さんに町政及び議会をご理解いただく為、傍聴いただければというふうに思っております。そしてまた、町民の皆さん、議会の皆さんと共に新しい25年度をスタートしていく決意を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

議 長 | 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。

々 | これをもちまして、平成25年第1回川本町議会定例会を閉会と致します。  
皆様ご苦勞様でございました。

(午後 2時10分)

この会議録は、川本町議会事務局長 鉦 英俊 が記載したもので、その内容において、  
正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員